

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員（理事）の退任について次のとおり届出があった。

平成22年6月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	溝 渕 清 美	木田郡三木町大字平木1168番地	平成22年5月1日